

● ● ● 生活支援のこと ● ● ●

東京都母子及び父子福祉資金

修学資金・就学支度資金・事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金・修業資金
就職支度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金 P53

生活福祉資金

福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金・総合支援資金 P54

仕事・生活サポートデスク

自立相談支援事業・住居確保給付金・家計改善支援事業 P55

生活保護

生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他 P55

住まいの支援について

ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業	P56
ひとり親家庭等転居支援補助金事業	P57
住居確保給付金（家賃補助・転居費用補助）	P58
母子生活支援施設（ハイツ尾竹）	P58
都営住宅	P59



東京都母子及び父子福祉資金

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方々が、経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。修学資金と就学支度資金以外は、都内に6か月以上お住いの方が対象です。転宅資金のご相談・ご申請は、新居住地の各窓口です。

貸付けが自立につながると判断され、償還（返済）の計画を立てることができる方が対象となります。また、この資金は、借り受けた皆様からの償還金が、他のひとり親家庭の皆様に貸し付ける財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず償還してください。

必ず支払い・契約前に、事前にご相談ください。電話で来所予約をおすすめします。

問合せ 区役所 2F 子育て支援課ひとり親・女性福祉係 03-3802-4983

● 東京都母子及び父子福祉資金貸付金一覧（貸付限度額があります）

資金の種類	内容
修学資金	児童または子が高校、短大、大学、高等専門学校または専修学校（学校教育法に規定するものに限る）において修学するのに必要な資金（授業料、施設費、通学費、教科書代など、額を明らかにする書類をご用意ください。） 学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。
就学支度資金	児童または子が高校、短大、大学、高専または専修学校に入学するために必要な資金 （入学金、制服代など、額を明らかにする書類をご用意ください。） 学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。
事業開始資金	設備費、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	商品、材料等の購入する資金
技能習得資金	母または父が就職等に必要な知識技能を習得するために必要な資金
修業資金	児童または子が就職等に必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金
医療介護資金	医療・介護を受けるために必要な資金
生活資金	技能習得期間中、家計急変など
住宅資金	増改築・補修または保全に必要な資金
転宅資金	敷金・前家賃・運送代（貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合です。契約前に、新居住地の窓口にご相談ください。）
結婚資金	児童または子の婚姻に際し必要な資金

母または父の収入状況等により、連帯保証人が必要な場合があります。

この表において「児童」とは、配偶者のない女子または男子が扶養する20歳未満のお子さん等をいい、「子」とは、配偶者のない女子または男子が扶養する20歳以上のお子さん等をいいます。



生活福祉資金

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。

問合せ 荒川区社会福祉協議会 生活福祉資金担当 03-3802-3155

制度名	内容
福祉資金	葬祭時に必要な経費、住居の移転等に必要な経費、障害者用自動車の購入に必要な経費など。
教育支援資金	学校教育法に規定する高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学へ「修学するのに必要な費用」と「入学に際し必要な費用」など。
緊急小口資金	緊急かつ一時的な出費により生計の維持が困難となった世帯に対し貸付を行う制度です。
総合支援資金	失業等により、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、相談支援と就職活動中の生活費や賃貸住宅の入居に伴う費用を貸付する制度です。

お子さんの学費について

【準備を始めましょう】

貯金が難しい場合は、家計やライフプランの相談やセミナーを活用しましょう。

「いつ」「いくら」必要なのか早めに情報を集めるのが近道です。

例：学校の進路相談・塾・進学予定先の学校のHP

【借りない方法】

- ・返済免除・還付・給付の制度
- ・進学予定先の学校で分納・延納の相談

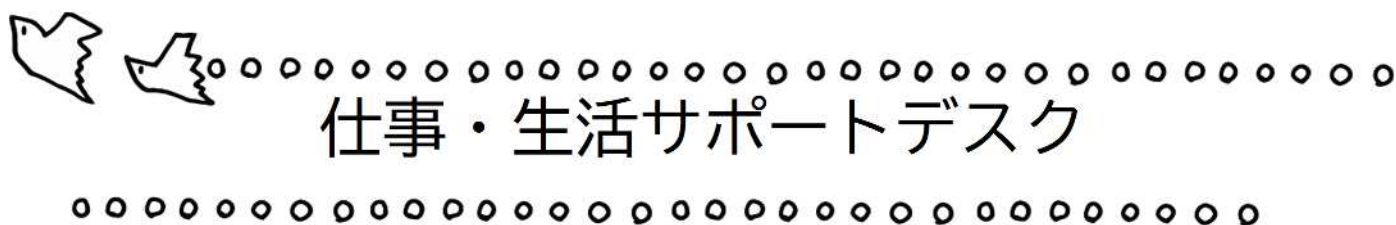
【借りる場合】

支払前・契約前に相談しましょう。審査があり、申請から資金交付まで手続きに時間がかかります。

事前にお金を送れない制度がほとんどです。

お早めにご相談ください。



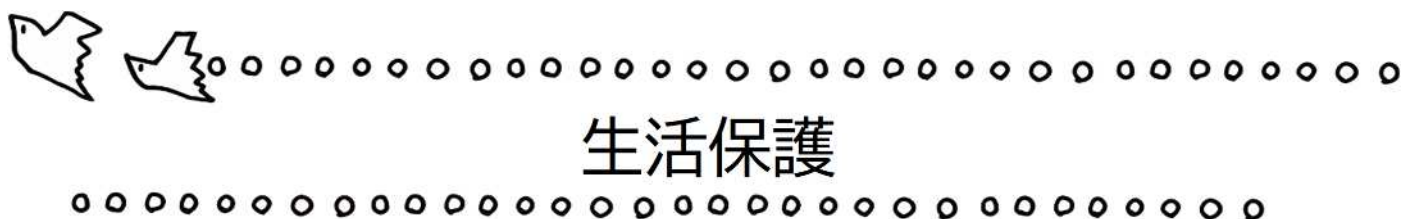


仕事・生活サポートデスク

経済的な問題、仕事や住まい等のお困りごとについて、ご相談をお受けします。
お一人で悩まず、ぜひご相談ください。

問合せ 福祉推進課地域共生推進係（区役所 1 階 生活福祉課内）
03-3802-3094

事業名	内容
自立相談支援事業	ご相談の中で支援プランの作成や必要があれば家庭訪問など、相談員が関係機関と連携しながら様々な支援を行います。
住居確保給付金	離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に、求職活動等をするを要件に、一定期間、家賃相当額を支給して、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。（本誌 P58）
家計改善支援事業	家計収支表を作成し、課題の把握や家計管理に関するポイントを助言するほか、状況に応じて、貸付のあっせんや関係機関(法テラス等)との連携による債務整理等の支援を行います。



生活保護

病気やけが、事故に遭った場合や、失業あるいは生計を主に担っていた方を亡くした場合など、色々な事情から生活が立ち行かなくなることがあります。このような時、困っている方の状況や程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その方の自立に向けて生活が向上するよう援助する制度です。

問合せ 区役所 1 階 生活福祉課保護相談係 内線 2632・2635

保護の種類	内容
生活扶助	衣食など日常生活の費用
住宅扶助	家賃など住まいの費用（住宅ローンは含みません）
教育扶助	義務教育の費用
介護扶助	介護保険の対象となる介護にかかる費用
医療扶助	診療を受ける費用（病院の室料は含みません）
その他	進学や就職のための費用、葬祭を行う費用など



住まいの支援について

ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業

区内の民間賃貸住宅への入居の際に、保証人が見つからず保証会社を利用するひとり親家庭に対し、保証会社に支払う保証料等を補助します。賃貸借契約の更新をする場合の更新保証料も対象となります。

補助の対象にならない方も、物件探しのお手伝いをしますので、気軽にお問合わせください。

●助成額

- 初回保証料及び緊急連絡先引受契約を締結する際の初回契約料（限度額 5 万円）
- 2 年目以降の更新保証料（限度額 5 万円） 保証料補助に関しては、新規・更新あわせて 5 回まで利用できます。

●対象

つぎの要件をすべて満たしているひとり親世帯の母もしくは父、または養育者

- ・ 前年の所得（申請時期が 1 月から 5 月の場合は前々年）が児童扶養手当受給者と同等の所得水準
- ・ 区内に引き続き 1 年以上居住していること
- ・ 区内の民間賃貸住宅へ転居する契約時、または契約更新時に保証人が立てられないこと
- ・ 現在、居住している住宅の家賃を滞納していないこと
- ・ 特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと
- ・ 自立した日常生活と家賃の継続的な支払いができること
- ・ 生活保護を受給していないこと
- ・ この補助金を受けたことがないこと

●区と協定を結んでいる保証会社

保証料補助は、下記の区と協定を結んでいる保証会社への支払いに限られます。

一般社団法人 全国保証機構の正会員保証会社 令和 8 年 5 月現在

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ アーク株式会社 | ・ 株式会社ダ・カーポ |
| ・ あんしん保証株式会社 | ・ 株式会社 D2 |
| ・ 株式会社いえらぶパートナーズ | ・ 一般財団法人東京公社住宅サービス |
| ・ 株式会社インシュアランス | ・ ナップ賃貸保証株式会社 |
| ・ エルズサポート株式会社 | ・ ニッポンインシュア株式会社 |
| ・ 株式会社 Casa | ・ 日本セーフティー株式会社 |
| ・ 株式会社コマーシャルプロパティ | ・ 日本賃貸住宅保証機構株式会社 |
| ・ 新日本信用保証株式会社 | ・ フォーシーズ株式会社 |
| ・ 信和コミュニティ株式会社 | ・ みらい保証株式会社 |
| ・ 信和保証株式会社 | ・ 株式会社 USEN TRUST |
| ・ 株式会社 Sumapla | ・ レスト・ソリューション株式会社 |

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

03-3802-4983

ひとり親家庭等転居支援補助金事業

ひとり親家庭等が、区内の民間賃貸住宅等へ引越す際、引越し代や前払い家賃、礼金、火災保険料等の初期費用の一部を補助します。これからひとり親になる予定で協議離婚等を進めている場合も対象となります。事前相談が必要です。まずはご相談ください。

●補助金額

上限 40 万円

(18 歳までのお子さんを 3 人以上育てている場合は、上限 45 万円)

補助金のお支払いは、引越し後となります。

●補助対象

引越し代、礼金、仲介手数料、前払家賃、鍵交換費用、住宅総合保険料等
敷金は対象外となります。

●対象者

下記の他、いくつか要件があります。要件を全て満たす方が対象となりますので、詳しくはお問合せください。

- ・ ひとり親家庭の母または父（離婚協議中の場合含む） 養育者の方
- ・ 18 歳まで(実績報告時)のお子さんを育てている方
- ・ 「子どもの成長に合わせて養育環境を整えたい」「離婚をすることになったから、新しい住まいに引っ越したい」等、お子さんのための引越し理由がある方
- ・ 区内の民間賃貸住宅等への引っ越し方
- ・ 区内に引き続き 2 年以上居住している方
- ・ 生活保護を受給していない方
- ・ 過去にこの補助金を受けていない方 本事業の利用は一度限りです。

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

03-3802-4983

住居確保給付金（家賃補助・転居費用補助）

【家賃補助】

離職等により、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象として、求職活動することを要件に、一定期間、家賃相当額を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。（支給対象者の要件があります。）

●支給額

家賃の実費分を支給。ただし家賃が上限額を上回る場合は上限額を支給。

○上限額：2人世帯 64,000 円、3～5人世帯 69,800 円、6人世帯 75,000 円

○基準額：2人世帯 130,000 円、3人世帯 172,000 円、4人世帯 214,000 円

なお、申請月の世帯収入合計額が基準額を上回る場合は、その差額分を家賃額または上限額から減じます。

●支給期間

原則 3 か月（一定の要件を満たす場合は 3 か月ごとに延長可能、最大 9 ヶ月）

●支給方法：貸主等へ代理納付（荒川区から貸主等へ直接振り込まれます。）

【転居費用補助】

同一の世帯に属する方の死亡、本人もしくは同一の世帯に属する方の離職等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を失った方、または失うおそれのある方を対象として、転居費用相当分を支給するとともに、家計の改善に向けた支援を行います。（支給対象者の要件があります。）

●支給額

実際に転居に要する経費のうち、対象となる一部経費を支給。ただし対象となる転居費用が上限額を上回る場合は上限額を支給。

○上限額：2人世帯 300,000 円、3人世帯 324,000 円、4人世帯 344,000 円、5～6人世帯 364,000 円

●支給方法：貸主等へ代理納付（荒川区から貸主等へ直接振り込まれます。）

問合せ 福祉推進課地域共生推進係（区役所 1 階 生活福祉課内） 03-3802-3094

母子生活支援施設（ハイツ尾竹）

18 歳未満の子どもを養育している配偶者のいない（またはこれに準ずる）お母さんが、生活上の問題を抱え、子どもの養育を十分できない場合に、お母さんと子どもが一緒に利用できる児童福祉施設です。

●定員：20 世帯 64 名

●支援の内容

居室を提供するほか、母子・父子自立支援員、児童指導員などがお母さんの生活相談に応じたり、子どもの学習指導を行い、自立した生活を送るための援助・指導をします。

●費用：所得に応じて異なります。

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課ひとり親・女性福祉係 03-3802-4983

都営住宅

都営住宅は、住居に困窮している一定所得以下の方を対象とした、東京都が設置・管理する住宅です。募集する時は原則としてその月の1日号の「あらかわ区報」でお知らせします。

各募集時期にあわせて荒川区地元割当分の募集を行うことがあります。詳しくは募集時期に配布する募集案内をご覧ください。

「ひとり親世帯」の資格がある場合は、当選確率が「一般世帯」の7倍になります。(5月、11月)
都営住宅は「年4回定期募集」「毎月募集」「随時募集」があります。詳しくはHPをご覧ください。

●募集時期

「年4回定期募集」について

募集時期	区報でのお知らせ	入居審査対象者の選び方
5月上旬	5月1日号の区報	抽選
8月上旬	8月1日号の区報	ポイント方式
11月上旬	11月1日号の区報	抽選
2月上旬	2月1日号の区報	ポイント方式

●申込方法

あらかわ区報でお知らせする申込期間中に、区役所総合案内、住まい街づくり課、各区民事務所、各ふれあい館、ムーブ町屋、日暮里サニーホールで配布する募集案内を受け取り、添付されている申込書に必要事項を記入のうえ、郵送等でお申込みください。オンラインの申込みも可能です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 03-3498-8894
東京都住宅供給公社ホームページ <http://www/to-kousya.or.jp/>

都営住宅以外の公営住宅について

●区民住宅は、中堅所得者世帯向けで使用料が月約11～14万円です。その他に共益費1万円がかかります。下記条件に当てはまる場合、使用料からそれぞれ月2万円の減額制度があります。併用可能です。詳細は、防災都市づくり部住まい街づくり課住宅係（内線2822）にお問い合わせください。

近居世帯

18歳未満のお子様がいる世帯とその親世帯が区内に居住しており、かつその一方が区民住宅に居住している世帯

多子世帯

18歳未満のお子様3人以上いて区民住宅に居住している世帯

医療・福祉・保育等従事者世帯

区内の事業所で働いている助産師・看護師・保育士等がいる世帯

令和4年4月以降、新たに入居した世帯を対象に入居から5年間減額します。

●区営・高齢者住宅は、高齢者単身・世帯向けです。

